



# 14 教育の質の向上



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進

### ●接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習等の基礎を培う極めて重要なものであることから、幼稚園・保育所と小学校との連携が必要とされる。

24年5月に設置した練馬区幼保小連携推進協議会では、幼児期から児童期への段差を乗り越える力を養い、幼児期の学びと児童期の学びの連続性を保つため、幼保小の連携の充実を図っている。

#### 〔具体的な取組例〕

- ・管理職対象研修会の開催（29年度1回189人参加）
- ・担任対象研修会の開催（29年度2回延べ246人参加）
- ・幼保小連携推進協議会調査員連絡会の開催（29年度5回）
- ・幼稚園、保育所と小学校との懇談会の開催（29年度8回）
- ・「ねりま幼保小連携だより」の発行（29年度4回）
- ・保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生」の発行（29年度18,000部）

## (2) 小・中学校の教育内容を充実する

### ●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

#### 〔具体的な取組例〕

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実（29年度実績8回）
- ・人権尊重教育推進校（29年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施  
南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施  
開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
- ・中学校生徒の職場体験の実施（29年度 全校）

### ●教育指導の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

#### 〔具体的な取組例〕

- ・教育課程編成への調査・評価などの適正な管理を行っている。
- ・学校訪問等により各校の課題改善等に学校と一体となって取り組んでいる。（29年度 1園、31校に訪問）
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。（29年度 48分野の研修会を実施）

### ●教員の資質向上と理科教育の振興のために

学校教育支援センターは、教員研修、教育情報の提供を行う等、学校教育支援の充実を図っている。

#### 1 教員研修

区内小・中学校の教員等を対象に研修を行っている。

- (1) 音楽実技研修会（29年度1回63人参加）
- (2) 理科実技研修会（29年度3回延べ131人参加）
- (3) 学校教育相談研修会（29年度23回延べ953人参加）
- (4) 登校支援研修会（29年度2回61人参加）
- (5) 危機対応研修会（29年度1回39人参加）

#### 2 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、科学教室を開催している。

- (1) 小学校科学教室（年間）  
小学校4～6年生を対象に、4期制で計13日間実施した。（29年度245人参加）
- (2) 中学校科学教室（夏休み期間）  
中学生を対象に、夏休み中の3日間実施した。（29年度15人参加）

### ●教育情報の発信

#### 1 教育情報の収集と提供

適応指導教室用に作成した「3年進路授業資料」を中学校全校などに配布した。また、各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。

## 2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示に先立つ10日間の特別展示会を開催している。29年度は6月6～29日の24日間、教科書センターにおいて特別展示会および法定展示会を開催し、延べ57人の来場があった。併せて、区独自の取組として、6月12～17日の6日間、学校教育支援センター大泉において、採択対象となる小学校用「特別の教科道徳」の教科書展示を行い、延べ16人の来場があった。

なお、学校教育支援センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

## 3 保護者講演会

29年度はつぎのテーマで開催した。

- (1) 「学校や社会に居場所をなくした子供・若者たちへの支援」(22人参加)
- (2) 「発達障害の子とハッピーに暮らすヒント」(23人参加)
- (3) 「さまざまなタイプの高校進学～チャレンジスクールを知ろう～」(44人参加)
- (4) 「発達に凹凸のある子どもの理解と対応」(18人参加)
- (5) 「ひきこもる子どもたちへの対応」(19人参加)
- (6) 「ひきこもりや不登校の子どもたちに家族ができること」(44人参加)
- (7) 子育て支援講座  
「ソーシャルスキル」「学習」「進学・就労」などをテーマに計6回開催(延べ61人参加)

### ●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

#### 1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置(29年度小学校62校、中学校20校)
- ・習熟度別グループ学習や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施(29年度小学校65校、中学校31校)

#### 2 日本人としてのアイデンティティを育み、国際社会に貢献できる能力や態度を培う

- ・外国語活動指導助手を配置(29年度小学校5・6年生 中学校全学年)
- ・中学校生徒の海外派遣を実施(29年度68人・オー

ストラリア8日間)

## 3 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・新学習指導要領の全面実施に向けた、新学習指導要領の趣旨および内容の理解促進、移行措置の適切な実施、新設教科等への対応
- ・確かな学力・体力の定着・向上等のため土曜授業を実施(29年度 小・中学校年間8回)

### ●小中一貫教育の推進

24年度から、小中一貫教育を進めるためのグループとして、中学校1校に対して小学校1～3校の組合せで構成する学習指導型連携グループを設定した。グループでは、①連続性・系統性のある教育課程(課題改善カリキュラム)の作成、②児童・生徒の計画的・継続的な交流、③教員の計画的・継続的な交流、④連携を進めるための学校運営について取り組むこととしている。29年度には、小中一貫教育校を除く全ての小・中学校が、小中一貫教育を実践している。

26年2月には、特別支援教育における小中一貫教育の取組を開始している。30年度からは、これまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っていく。

## (3) 教育環境を充実する

### ●施設の整備

#### 1 校舎等の改築

耐震補強工事では十分な耐震性能を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進めている。29年度は前年度に引き続き大泉東小学校の改築工事を進めるとともに、下石神井小学校の改築工事、大泉西中学校の実施設計に着手した。

石神井小学校および関町北小学校は、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて、校舎等の改築を行う。石神井小学校は実施設計に着手し、関町北小学校は基本設計を完了した。

また、順天堂大学医学部附属練馬病院の新病棟整備のため、石神井東中学校屋内運動場等の改築による移転を進め、29年度に工事を完了した。

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール・プラス(環境を考慮した学校施設)の認定を受けている。

#### 2 校舎等の大規模改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長寿命化を図るためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・

利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

29年度は主に以下の大規模改修工事を実施した。

**〔学校施設の主な改修工事実施状況〕** (単位：校) 29年度

改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	3	2
トイレ改修工事	5	1
給水設備等改修工事	4	2
プール等改修工事	2	2
受変電設備改修工事	2	3
防火設備改修工事	6	2
昇降設備改修工事	—	2
校庭整備工事	2	—

### 3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

### 4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン(壁面緑化)の整備に取り組んでいる。

29年度までに、小学校34校、中学校4校の校庭の芝生化および小学校7校、中学校6校の屋上緑化を実施した。また、小学校52校、中学校5校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

### ●小・中学校の現況

30年5月1日の小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1学年は35人を1学級とし、その他の学年は40人を1学級とする。ただし、小学校第2学年・中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

**〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕** 30年5月1日現在

区 分		小学校	中学校
学校数(校)		65	34
学級数(学級)		1,092	402
児童・生徒数	男(人)	17,156	6,917
	女(人)	15,922	6,223
	計(人)	33,078	13,140
教員数(人)		1,647	800

### ●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。30年度入学者の選択希望状況は、29年10月1日現在の学齢者5,523人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,141人(全体の20.7%)であった。

### ●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子、副読本の購入や黒板の整備などは、教育委員会ですべて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

### ●ICT環境の整備

子どもたち一人ひとりに質の高い教育を提供するため、「練馬区学校ICT環境整備計画」を策定し、教室のICT環境の整備、利活用の推進、教育ネットワークシステムの基盤(インフラ)整備に取り組んでいる。

30年度は、モデル校6校(小学校4校、中学校2校)を中心にICT活用ワーキンググループを設置し、全校導入に向けた活用方法等の研究をしている。

### ●区立学校の適正配置の推進

「練馬区学校施設管理基本計画(平成29年3月)」に基づき、児童・生徒数の動向、改築の状況等を踏まえた「区立学校の適正配置基本方針」の策定に向けて検討を行ってきた。「区立学校の適正配置基本方針」は、30年度に策定予定である。

(1) 旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の統合・再編

旭丘・小竹地域の教育環境には過小規模校の解消、学校施設の改築等の課題がある。これらの課題を総合的に解決するため、3校を新たな施設一体型小中一貫教育校に再編する方針案を示し、より多くの保護者や地域住民の意見を聞きながら進めている。

## (2) 光が丘第四中学校の閉校

29年第二回練馬区議会定例会において、「練馬区立学校設置条例」が一部改正され、30年度末をもって光が丘第四中学校の閉校が決定された。

## (4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

## ●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況はつぎの表のとおりである。

## 〔校外学習事業実施状況〕 29年度

区分	場所	日数	参加人数(人)	参加校数(校)
移動教室 (小学5・6年)	軽井沢、下田、 武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,358	65
		(6年) 3泊4日	5,104	65
移動教室 (中学2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	4,202	34
臨海学校(※) (中学1年)	下田、岩井	3泊4日	3,103	33
林間学校(※) (中学1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	288	7
修学旅行 (中学3年)	関西方面、 東北方面	2泊3日	4,492	34

※：臨海学校、林間学校は希望参加

## ●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。

共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

## ●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患のある児童生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

## ●学校給食

## 1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した、完全給食を実施している。

## (1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を基に、学校給食における児童・生徒1人1回当たりの「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

## (2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.5回以上実施している。

## (3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

## 〔学校給食実施状況〕

30年5月1日現在

区分		小学校	中学校
自校調理 (79校)	給食実施食数	30,033食	11,772食
	学校数	54校	25校
親子調理 (20校)	給食実施食数	5,720食	2,751食
	学校数	11校	9校
計 (99校)	給食実施食数	35,753食	14,523食
	学校数	65校	34校

## 2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。30年4月現在、小・中学校80校に民間委託を導入している。